

(議提議案第 2 号)

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

議長 松 本 富 男 様

提出者	議員	松 岡 兵 衛
〃	〃	小 鮪 賢 二
〃	〃	守 屋 淳
〃	〃	野 澤 久 夫
〃	〃	小 林 一 貫
〃	〃	大久保 照 夫
〃	〃	大 山 美智子
〃	〃	千 葉 義 浩

## 議案提出について

平成31年第1回市議会定例会（3月18日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

## 記

〔議提議案第2号〕 熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

〔理由〕 行政組織の改正に伴い、常任委員会の所管に関する規定の整備を行うため

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市議会委員会条例（平成17年条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、契約室」を削り、同項第4号中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議提議案第2号の参考資料

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市議会委員会条例（平成17年条例第228号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人 市長公室、総合政策部、総務部、出納室、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 環境産業常任委員会 7人 環境部、産業振興部及び農業委員会の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）</p> <p>(3) 市民福祉常任委員会 8人 市民部及び福祉部の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）</p> <p>(4) 都市建設常任委員会 7人 都市整備部、建設部及び<u>上下水道部</u>の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人 市長公室、総合政策部、総務部、<u>契約室</u>、出納室、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 環境産業常任委員会 7人 環境部、産業振興部及び農業委員会の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）</p> <p>(3) 市民福祉常任委員会 8人 市民部及び福祉部の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）</p> <p>(4) 都市建設常任委員会 7人 都市整備部、建設部及び<u>水道部</u>の所管に関する事項（行政センターにおいて所管する事項を含む。）</p>